

調達公告

次のとおり、委託する業務に関する企画提案を受けて、その受託者を選定するので、公告する。

令和5年5月19日

鳥取県知事 平井 伸治
岡山県知事 伊原木 隆太

1 委託する業務

- (1) 業務名：鳥取県・岡山県共同アンテナショップ飲食店舗運営業務（以下「委託業務」という。）
- (2) 業務内容：別添業務仕様書のとおり
- (3) 委託期間：令和6年4月1日～令和11年3月31日

2 企画提案の参加資格

この企画提案に参加する者（以下「参加者」という。）は、単独企業又は共同企業体とし、それぞれ下記の条件を全て満たしていなければならない。

(1) 単独企業の場合

①基本的な条件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人であること。
- イ 次に掲げる措置を受けていないこと。
 - a 鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日出第157号）第3条第1項の規定による指名停止の措置
 - b 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置又は岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置
- ウ 次に掲げる申立てを受けている者（当該申立てに対して更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - a 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て
 - b 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て

②社会性に関する条件

- ア 国税、都道府県税又は市町村税を滞納していないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下単に「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員を役員又は支配人としている法人のいずれにも該当せず、かつ、これらの利益になる活動をそれと知りながら行う者でもないこと。
- ウ 参加者たる共同企業体の構成員になっていないこと。

(2) 共同企業体の場合

- ①各構成員が上記（1）①のアからウまで並びに②のア及びイの全ての条件を満たすこと。
- ②2者又は3者により自主的に結成されたものであること。
- ③構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者であること。
- ④各構成員が、単独企業又は他の共同企業体の構成員として、この企画提案に参加していないこと。
- ⑤委託業務を履行するため、各構成員間において次の事項を定めた協定を締結していること。

- ア 目的
- イ 共同企業体の名称
- ウ 構成員の名称及び所在地
- エ 代表者の名称
- オ 代表者の権限
- カ 構成員の出資比率
- キ 構成員の責任
- ク 取引金融機関
- ケ 委託業務の履行中における構成員の脱退に対する措置
- コ 委託業務の履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- サ 解散後の瑕疵担保責任
- シ その他必要な事項

*協定書の具体的な書式については、別紙を参考とすること。

3 企画提案に関する説明等

(1) 業務仕様書等の配付

業務仕様書、運営を委託する飲食店舗（以下「委託店舗」という。）の平面図その他の関係資料は、下記（２）の現地説明会において配布するほか、令和５年５月１９日（金）から同年６月１２日（月）までの期間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）の９時から１７時までの間、６（１）の担当部局において配付する。

なお、これらについては、次のWEBサイトから随時ダウンロードすることができる。

鳥取県交流人口拡大本部東京本部

<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1321734.htm#itemid1321734>

岡山県産業労働部産業企画課マーケティング推進室

<http://www.pref.okayama.jp/site/321/851058.html>

(2) 現地説明会

下記により現地説明会を開催するので、参加を希望する場合は、令和５年５月３０日（火）１７時までに、説明会出席票（様式第１号）を６（１）の担当部局へファクシミリ又は電子メールで送付すること。

①日時：令和５年６月５日（月）８時３０分～又は６月６日（火）８時３０分～

②会場：とっとり・おかやま新橋館２階催事スペース（東京都港区新橋一丁目１１番７号）

※同所で説明等を行った後、委託店舗の視察を行う。

(3) 質問及び回答

この企画提案に関する質問は、令和５年６月８日（木）１７時までに、質問書（様式第２号）を６（１）の担当部局へファクシミリ又は電子メールで送付することにより行うこと。

質問に対する回答は、令和５年６月１２日（月）１７時までに、質問者に対してファクシミリ又は電子メールを送付することにより行うほか、上記（１）のWEBサイトに掲載して公開する。

4 企画提案に係る手続

(1) 参加資格の確認申請

参加者は、参加資格確認申請書（様式第３号）を下記により６（１）の担当部局へそれぞれ１部ずつ提出すること。

①提出方法

持参又は郵送（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）に規定する

一般信書便事業者又は特定信書便事業者による信書便を含み、書留郵便又はそれに準じる方法で送達される当該信書便に限る。以下同じ。) によることとし、ファクシミリ又は電子メールによる提出は受理しない。

②提出期限

令和5年6月12日(月)17時まで(郵送の場合、同年6月10日(土)以前の消印がない限り、当該時刻後に到着したものは受理しない。)

③添付書類

ア 参加資格調書(様式第4号)

イ 業務実績調書(様式第5号)並びに同書に記載した業務の受託契約書、業務仕様書及び提出可能な成果物の写し

ウ 国税、都道府県税及び市町村税について、主たる事務所の所在地を管轄する税務官公署(税務署、都道府県税事務所等、市区町村)が発行する滞納がないことを証する納税証明書

エ 印鑑証明書(提出日前3ヶ月以内に発行された正本)

オ 登記事項証明書(提出日前3ヶ月以内に発行されたものの写し)

カ 定款

キ 共同企業体の場合にあつては、共同企業体を結成して委託業務を履行するための協定書

※ア〜カについては、共同企業体の全ての構成員に係るものを提出すること。

(2) 参加資格の確認

上記(1)による申請内容を確認し、令和5年6月13日(火)以降に、資格審査の有無を当該申請をした者に書面で通知する。この場合において、参加資格を備えていない旨の通知を受けた者は、下記(3)の企画提案書を提出することができない。

(3) 企画提案書の提出

上記(2)により参加資格を備えている旨の通知を受けた者は、「3 企画提案に関する説明等」を参照の上、別表の審査基準も踏まえ、委託業務について企画提案書(様式第6号)を、下記により6(1)の担当部局へそれぞれ提出すること。

①提出方法

持参又は郵送によることとし、ファクシミリ又は電子メールによる提出は受理しない。

②提出期限

令和5年6月28日(水)17時まで(郵送の場合、同年6月26日(月)以前の消印がない限り、当該時刻後に到着したものは受理しない。)

③提出部数：正本1部及び副本8部とする。

④添付書類

ア 納付率提案書(様式第7号)

イ 運営コンセプト等提案書(様式第8号)

別添平面図を前提とした委託店舗の内装、各種設備等について、それらの実現したい在り方を示す資料を添付すること。

ウ 運営計画書(様式第9号)

エ 店舗内イベントや店舗外販売等の活動計画書(様式第10号)

オ 直近3年間の決算報告書(事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、原価報告書、株主資本等変動計算書及び個別注記表以下同じ。)ただし、営業年数が3年未満である場合にあつては営業年数に応じた決算報告書、営業年数が1年未満であること等により当該書類を提出できない場合にあつては直前の3月以内における営業の事実を証する書類。

カ 施設間の連携・財務基盤(様式第11号)

キ 物販店舗及び飲食店舗の両方に企画提案を行う場合は、審査結果に伴う対応について（物販店舗 様式第12号）の写しを提出すること

(4) 企画提案の辞退

参加資格確認申請書を提出した後、この企画提案への参加を辞退する場合は、上記（2）により参加資格を備えていない旨の通知を受けたときを除き、令和5年6月28日（水）17時までに、辞退届（様式第13号）を担当部局へ提出すること。

5 企画提案の審査等

(1) 審査方法

複数の選考委員で構成する審査会において、4（3）により企画提案書を提出した者（以下「提案者」という。）からプレゼンテーション（原則、店舗責任者に就任する予定の者が行う）を受けた上で、当該各委員が各企画提案について別表の審査基準により審査・採点を行い、各委員の採点の合計点数に、当該企画提案において提案者が設定する提案納付率（受託者が両県に毎月納付することになる額の算定に用いる委託店舗の各月における売上高に対する割合をいう。以下同じ。）に応じ審査基準に定めるところにより加点を行った点数（以下「得点」という。）が最も高い提案者（審査基準に定める低評価の提案者を除く。）を、最優秀提案者に選定する。

ただし、提案者が多数であると両県が認めるときは、プレゼンテーションを受けることなく別表の審査基準により、審査会が予備審査を行い、当該予備審査において一定の評価を得た企画提案についてのみ、上記の方法による審査を行う。

※プレゼンテーションを受ける日時、場所等は、令和5年6月29日（木）以降に各提案者に書面で通知する。

(2) 無効・減点

①次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 4により提出された書類の重要な内容について、記載漏れ又は応募条件に違反し、若しくは事実でない記載があるもの

イ 4により提出された書類に、故意又は重過失による虚偽記載があるもの

ウ 2の参加資格のない者が提案したもの

エ 不適切な方法で上記（1）の審査等に影響を与えようとする事その他契約の相手方としてふさわしくない行為又は事実が確認された者が提案したもの

②次のいずれかに該当する企画提案については、上記（1）の審査の際、減点を行うことがある。

ア 4により提出された書類の重要でない内容について、記載漏れ又は応募条件に違反し、若しくは事実でない記載があるもの

イ 4により提出された書類に、記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

(3) 結果通知

上記（1）の審査（予備審査を含む。）の結果については、その実施後速やかに、書面により各提案者に通知する。なお、当該結果について、異議を申し立てることはできない。

(4) 委託契約

①上記（1）の審査により選定された最優秀提案者と契約の締結に関する協議を行い、当該協議が調ったときは、その者と両県の三者で契約を締結する。当該協議が不調のときは、最優秀提案者以外の提案者（審査基準に定める低評価の提案者を除く。）について、得点が上位の者から順に契約の締結に関する協議を行い、当該協議が調った者と両県の三者で契約を締結する。

②契約の締結に当たっては、その者の企画提案の趣旨を逸脱しない範囲で、提案内容の変更を求めることがある。また、暴力団の排除に係る誓約書の提出を求める。これらの求めに応じないときは、契約の締結に関する協議は不調とする。

6 その他

(1) 担当部局

①岡山県産業労働部産業企画課マーケティング推進室（担当：松本・今城）

郵便番号 703-8278 岡山市中区古京町1-7-36

電話 086-226-7365 ファクシミリ 086-226-7841

メールアドレス marketing@pref.okayama.lg.jp

②鳥取県交流人口拡大本部東京本部（担当：河上・細田）

郵便番号 102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3

電話 03-5212-9187 ファクシミリ 03-5212-9079

メールアドレス tokyo@pref.tottori.lg.jp

(2) 提案費用

この企画提案及び契約の締結に当たり、参加者が支出する費用について、両県は一切負担をしない。

(3) 著作権の取扱い

①契約を締結する提案者の企画提案に係る著作権の帰属については、契約において定めるが、契約を締結するまでは、当該提案者に帰属する。

②契約を締結しない提案者の企画提案に係る著作権は、当該提案者に帰属する。

(4) 提出書類の管理

この企画提案において参加者から提出された企画提案書その他の書類については、提出後に追加、修正等を行うことはできない。

また、当該書類はこの企画提案が終了した後も返却しないが、それらを提出した者の許諾を得ずに、この企画提案における審査以外の目的に使用し、又は第三者に開示することはない。

ただし、最優秀提案者等の選定理由等の説明のため必要な範囲内において、応募者名、提案要旨等を公表することがある。